

令和7年度 8020運動・口腔保健推進事業QA（令和7年4月1日）

番号	事業名等	照会内容	回答
1	都道府県等口腔保健推進事業 第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業 I 歯科疾患予防等事業 (2) 歯科健診(検診)事業	歯科健診(検診)事業はどのようなものか。	歯科健診(検診)等の標準的なものとして以下のようなものを想定している。 ・個別又は集団方式で歯科健診(検診)を行う ・一般の健康診断等の機会に併せて歯科健診(検診)又は簡易スクリーニングを行う
2	都道府県等口腔保健推進事業 第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業 I 歯科疾患予防等事業 (2) 歯科健診(検診)事業	簡易キット等を用いたスクリーニングが、昨年度までは実施できなかったが今年度は実施できるか。	ご認識のとおり。令和7年度から要綱を改正したところ。
3	都道府県等口腔保健推進事業 第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業 I 歯科疾患予防等事業 (2) 歯科健診(検診)事業	歯科疾患等の簡易スクリーニングとはどのようなものか。	薬機法上の承認を受けた医薬品等を活用したものを想定している。 なお、唾液中のヘモグロビンの検出が可能な体外診断用医薬品の承認(認証)を得ているものとして、以下の製品を現時点で把握している。(2025年3月末現在) OCーヘモディアオートⅢ‘栄研’(栄研化学株式会社) ネスコート Sa-Hb オート(アルフレッサ ファーマ株式会社) サリバスター(株式会社ジーシー昭和薬品)
4	都道府県等口腔保健推進事業 第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業 I 歯科疾患予防等事業 (2) 歯科健診(検診)事業	オンラインで歯科健診を実施できるか。	本事業でオンラインを活用した歯科健診を実施して差し支えないが、その際は、「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」(令和6年3月29日付け医政発0329第23号厚生労働省医政局長通知の別紙)等にご留意されたい。
5	都道府県等口腔保健推進事業 第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業 I 歯科疾患予防等事業 (3) 歯科健診(検診)・クリーニング事業	「クリーニング」とはどのようなものか。	基本的には、回転式切削器具及び研磨用ペーストを用いて歯面清掃を行うことを想定している。 地域の実情に応じてその他の取組を計画される場合には、個別にご相談いただきたい。 なお、本事業で実施する歯のクリーニングは、歯科健診(検診)により疾患が発見された場合に、歯科医師が必要性を認め実施されるものと異なることから、明確に区分して実施いただくようご留意されたい。

令和7年度 8020運動・口腔保健推進事業QA（令和7年4月1日）

番号	事業名等	照会内容	回答
6	都道府県等口腔保健推進事業 第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業 I 歯科疾患予防等事業 (1) 歯科疾患予防事業 (3) 歯科健診(検診)・クリーニング事業	歯科健診を行わず、「クリーニング」のみを実施できるか。	歯科健診(検診)受診者のモチベーション、歯科健診(検診)受診率の向上等の観点から、歯科健診(検診)と併せて、歯のクリーニング(歯面清掃)を行っていただきたい。なお、(1) 歯科疾患予防事業ではクリーニングを実施できる。
7	都道府県等口腔保健推進事業 第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業 I 歯科疾患予防等事業 (1) 歯科疾患予防事業 (3) 歯科健診(検診)・クリーニング事業	健康増進法等に基づいて実施する歯科健診(20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の歯周病検診等)において、クリーニングを実施できるか。	健康増進法等に基づいて実施する歯科健診は本事業の対象外である。なお、(1) 歯科疾患予防事業ではクリーニングを実施できる。